

事業主の皆様へ

福島県相双地方振興局、南相馬市
からのお知らせ

平成29年度から個人住民税の

特別徴収義務者の一斉指定を実施します

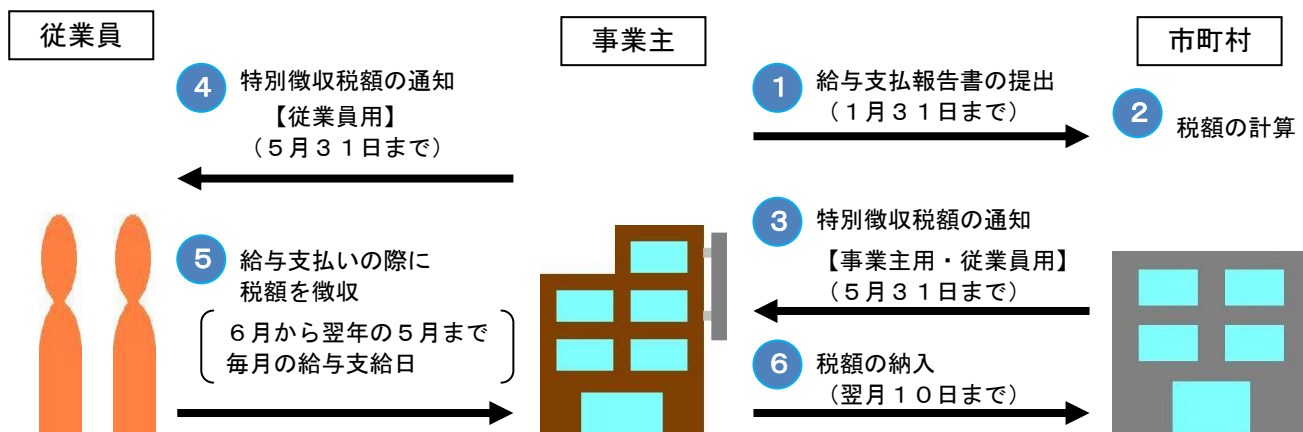
- ◎ 福島県と相馬地区4市町村は、県内における個人住民税の特別徴収を推進するため、対象となる事業主の皆様を特別徴収義務者として一斉に指定する取組を、平成29年度から実施していきます。

- ◇平成27年度から実施の地区：会津地区
- ◇平成28年度から実施予定の地区：県北・県中・県南・南会津・いわき地区
- ◇平成29年度から実施予定の地区：相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村
- ◇実施時期が未定の地区：双葉地区

「所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税はしていない」ということはありませんか？

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）を徴収（差引き）し、市町村へ納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び南相馬市税条例第44条の規定により、所得税の源泉徴収を行う給与支払者（事業主）は、原則、すべて特別徴収義務者として給与所得者（従業員）の個人住民税を特別徴収（毎月徴収）することが義務付けられています。

特別徴収による納税のしくみ



毎年5月に特別徴収義務者（事業主）あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、通知された税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに金融機関を通じて、従業員の住所地の市町村ごとに納入していただきます。

個人住民税の特別徴収



Q1

特別徴収は新しい制度ですか。
なぜ、特別徴収をしないといけないのですか。

A

特別徴収は新しい制度ではなく、従来から所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

地方税法では従業員が前年中に給与の支払いを受けており、当年の4月1日現在給与の支払いを受けている場合には、事業主は特別徴収しなければならないことになっています。

Q2

今から特別徴収に切り替えると、手間がかかりませんか。
特別徴収をすることで何かメリットはあるのですか。

A

個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は給与支払報告書等に基づいて市町村で行い、事業主あてに従業員ごとの個人住民税額が通知されます。その税額を毎月の給与から徴収（差引き）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくこととなります。

特別徴収をすることにより、従業員の方が金融機関へ納税に出向く手間を省くことができ、納め忘れの心配もありません。

さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので、従業員（納税義務者）の1回あたりの負担が緩和されます。

Q3

新たに特別徴収を行うには、どのような手続きをすればよいですか。

A

従業員等の住所地の市町村個人住民税担当課へお問合せのうえ、所定の手続きを行ってください。

なお、次のような従業員は特別徴収の対象外となりますので、ご注意ください。

- ① 給与が毎月支給されない。
- ② 他から支給される給与から個人住民税が全額特別徴収されている。
- ③ 事業専従者（給与支払者が個人事業主）
- ④ 退職者・退職予定者で、翌年の給与からの特別徴収が不可能である。
- ⑤ 給与からの毎月支給が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない。

◎お問い合わせ先

特別徴収制度に関すること

相双地方振興局 県税部

TEL 0244-26-1123

特別徴収手続きに関すること

南相馬市役所 税務課 市民税係

TEL 0244-24-5226